

ひがしくるめ

発行/東久留米市 編集/企画経営室秘書広報担当 〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 ☎042・470・7777(代) ホームページhttp://www.city.higashikurume.lg.jp/

東久留米市第4次長期総合計画基本構想(素案)

東久留米市のまちの将来像 「自然 つながり 活力あるまち」東久留米

市では、23年度から10年間を計画期間とする第4次長期総合計画の策定を進めています。
昨年10月に長期総合計画基本構想審議会から中間答申を受け、中央公民館(現生涯学習センター)で開催した市民フォーラムには、多くの皆さんに参加いただきました。その後、同審議会を中心に、パブリックコメントに寄せられたご意見や庁内検討委員会での議論を踏まえ、7月の最終答申に向けて議論が続けられています。今号では、現時点での素案の概要をお知らせします。詳しくは企画調整課☎470・7702へ。

まちの将来像

東久留米市の将来像を、「自然 つながり 活力あるまち」「東久留米」として掲げます。

わたしたちは、豊かな自然を守りながら、ふれあい、支えあい、助けあい、そこから生み出されるにぎわいと活力により、本基本構想におけるまちの将来像「自然 つながり 活力あるまち」東久留米をめざします。

まちづくりの基本理念

わたしたちは、子どもたちの将来に負担を残さないよう、持続可能な市の発展の一翼を担って「みんなが主役のまちづくり」を進めます。

まちづくりの基本目標

●「にぎわいと活力あふれるまち」
市民はもろろんのこと、訪れるだれもが出会いとふれあいの輪を広げ、にぎわいと活力あふれるまちをめざします。

●「住みやすさを感じるまち」
市民だれもが快適に、安心して暮らしていることができる、住みやすさを感じるまちをめざします。

●「健康で幸せにすごせるまち」
市民だれもが、住みながら家庭や地域で、人とのふれあいを深めながら、健康で幸せにすごせるまちをめざします。

●「子どもの未来と文化を」

はぐくむまち

子どもが健やかに生まれ育つことができる環境を、地域全体ではぐくんでいくことが必要です。

●「地球環境にやさしいまち」
循環型社会の推進や、恵み豊かな環境を守りはぐくむことを通じ、地球環境にやさしいまちをめざします。

基本構想実現のために

◎「市民と行政の協働によるまちづくり」
市民活動団体等と行政がそれぞれの長を活かしながら協働し、多様な市民ニーズに対応可能な行政運営に向かいます。

パブリックコメントを実施します

市民の皆さんに現時点での計画素案をお知らせし、ご意見などを伺うため、パブリックコメントを実施します。ご意見をお待ちしています。頂いたご意見は審議会における議論の参考とさせていただきます。

【素案全文の閲覧場所】5月15日(土)から市ホームページ、企画調整課(市役所4階、東部・南部・西部の各地域センター、野火止地区センター、わくわく健康プラザ、生涯学習センター)
【提出方法】5月15日(土)まで

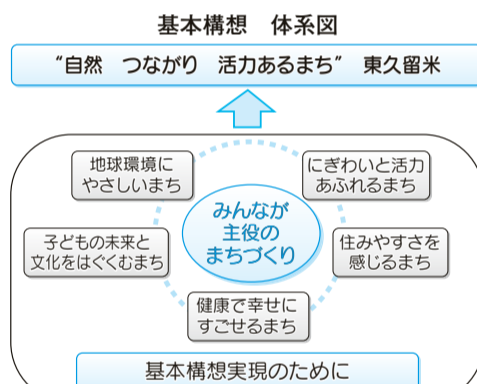
人口と土地利用に関する方針

◎「互いに尊重しあえる意識の醸成」
平和を尊ぶ意識の醸成に努め、性別や年齢、国籍・民族・文化・言語の違い、障害の有無などによって差別や偏見を受けることのない、すべての人があたりまえに暮らすことができるまちをつくりたい。

◎「行財政改革の推進」
市民の目線に立ち、効果的で効率的な都市経営を推進していくために、不断の見直しを行い、行財政改革を推進します。

◎「将来人口」
平成32(2020)年の本市の人口を、おおむね11万6000人と想定します。参考)22年4月1日現在、11万4754人

◎「土地利用」
古くから受け継がれた、東久留米の貴重な財産である自然環境と景観との調和に努め、質の高い住環境の形成、「農地の保全」、「活力を生み出し利便性を高める都市づくり」など、都市として必要な機能がバランスよく配置されるよう、全域全体を通して計画的な土地利用の推進に努めます。地権者の権利を尊重することとはもとより、市民の参画を得ながら、都市計画マスタープランなどの計画策定を踏まえ、今後の用途変換を含めて柔軟に対処し、よりふさわしい土地利用を誘導します。



6月14日(月)に(消印有効、事業名「第4次長期総合計画基本構想(素案)」住所・氏名・年齢(例)30代)ご意見を記入の上、〒203-8555、市役所企画調整課まで郵送、ファクス(470・7804) または電子メールで提出してください(電話での受け付け不可)。
◆企画調整課メールアドレス kikakuchosei@city.higashikurume.lg.jp

市民と基本構想審議会委員との意見交換会を開催します
パブリックコメントの実施

震災時の備えとして

家具転倒防止器具を無償で支給します

震災時において家具などの転倒による被害を減らすため、希望する世帯(先着980世帯)に家具転倒防止器具を無償で支給します。また高齢者・障害者などで、自力での取り付けが困難な世帯には、器具の取り付け支援を行います。この機会に、ぜひお住まいの危険箇所を点検し、ご申請ください。
詳しくは防災防犯課(内線2223)へ。

家具の転倒防止は、地震時の負傷防止対策としても非常に重要で効果的です。この機会に、ぜひお住まいの危険箇所を点検し、ご申請ください。詳細はパンフレットをご参照ください。
昨年、当事業の申請をした世帯は、家具転倒防止器具の支給や器具の取り付け支援のいずれも申請できませんでした。なお、この事業は23年度も実施する予定です。
◎家具転倒防止器具の支給
【対象】市内に居住し、住民登録または外国人登録をしている世帯
◎家具転倒防止器具の取り付け支援
【対象】市内に住所があり、自力で家具転倒防止器具を取り付けすることが困難で、かつ次のいずれかの要件を満たす世帯
①65歳以上の方のみの世帯
②要介護3以上の認定を受けている方がいる世帯(介護保険被保険者証、認定結果通知書の提示が必要です)
③身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯
【申し込み方法】同課窓口で配布する「家具転倒防止器具等助成申請書」に必要事項を記入の上、同課へ直接持参または〒203-8555、市役所防災防犯課あてに郵送してください。
【申請受付期間】土曜・日曜を除く6月8日(火)～24日(木)の午前9時半～正午と午後1時～4時
【募集枠】先着980世帯
【ご注意】募集枠に達した場合は、期間内でも受け付けを終了します
【その他】支給・取り付けは、ともに一世帯1回限りです。器具は、パンフレットから50ポイント以内で選択できます。▽代理の方の申請も可能です。▽電話での申し込みや予約はできません。詳しくは同課(内線2223)へ。

◎家具転倒防止器具の支給
【対象】市内に居住し、住民登録または外国人登録をしている世帯
◎家具転倒防止器具の取り付け支援
【対象】市内に住所があり、自力で家具転倒防止器具を取り付けすることが困難で、かつ次のいずれかの要件を満たす世帯
①65歳以上の方のみの世帯
②要介護3以上の認定を受けている方がいる世帯(介護保険被保険者証、認定結果通知書の提示が必要です)
③身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯
【申し込み方法】同課窓口で配布する「家具転倒防止器具等助成申請書」に必要事項を記入の上、同課へ直接持参または〒203-8555、市役所防災防犯課あてに郵送してください。
【申請受付期間】土曜・日曜を除く6月8日(火)～24日(木)の午前9時半～正午と午後1時～4時
【募集枠】先着980世帯
【ご注意】募集枠に達した場合は、期間内でも受け付けを終了します
【その他】支給・取り付けは、ともに一世帯1回限りです。器具は、パンフレットから50ポイント以内で選択できます。▽代理の方の申請も可能です。▽電話での申し込みや予約はできません。詳しくは同課(内線2223)へ。

《今号の主な内容》
・地域包括支援センターをご利用ください
・地上デジタル放送の準備はお早めに
・自転車安全利用TOKYOキャンペーンを実施中
・カラスの被害にご注意ください
2面
3面
5面
7面